

遊漁船を利用する皆様へ

～遊漁船利用のルールとマナー～



水産庁

安全で 安心で 楽しい 沖釣りをするために・・・

一度沖釣りを体験したら、釣り人はたちまち沖釣りに魅了されてしまう…。そう言ってもいいほど沖釣りは、夢とロマンのある釣りと言えるでしょう。遊漁船に乗れば、陸上では狙うことの難しいイサキやスルメイカをはじめ、マダイやヒラメといった高級魚さえも釣ることができます。また、沖磯に渡れば、磯の王者に君臨するイシダイ、50kgを超えるクエなどを釣ることも夢ではないのです。

海の青の蒼さがどこまでもどこまでも続く海原の中で、水平線を眺めながら釣りをすることは、日々の雑踏を忘れさせてくれる最良の時間です。それに、自分で釣った釣りたての魚をその日の釣り談義に華を咲かせながら晩酌を酌み交わしつつ食すことは、まさに釣り人冥利に尽きる瞬間ではないでしょうか。

また、最近の遊漁船は設備が充実しているものもあり、女性や子供、初心者でも楽しく釣りをすることができるようになってきています。

そのような魅力がたくさん詰まった沖釣りですが、そこは自然を相手に遊ぶ趣味であること、それに沖合いという特異な環境ですから、釣り人の皆様には、特に安全に注意をしていただく必要があります。

なお、沖釣りの事故を防止することや、遊漁船を利用する釣り人の安全を確保することなどを目的に遊漁船業者を対象とした遊漁船業の法律が制定されていますが、この法律の制度が正しく機能するためには、釣り人の皆様にも、この法律の趣旨を知っていただき、さらには理解と協力をしていただくことが非常に大切です。

これから沖釣りを始めようとする方も、これからも沖釣りを続けていく方も考えてみてください。自分の身を自分で守ること、それはとても大切なことですから。



遊漁船業法

遊漁船業法の目的

遊漁船業法（正式名称「遊漁船業の適正化に関する法律」）は、

- 遊漁船の利用者の安全の確保
- 遊漁船の利用者の利益の保護
- 漁場の安定的な利用関係の確保

を目的としており、繰り返し事故を起こしたり、利用者に漁業関係法令に違反する採捕を行わせる悪質な遊漁船業者を排除するとともに、遊漁船による事故、トラブルなどの軽減に努め、その業務の適正化を図るものです。

定義

「遊漁船業とは…」

海面あるいは農林水産大臣が定める水面(注1)で、船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で、利用客に水産動植物を採捕させる事業であり、自ら水産動植物を採捕する漁業とは異なる事業です。

いわゆる釣船（船宿）、磯・瀬渡し、潮干狩り渡し、いかだ渡し、カセ釣り（湾内などの沖合に固定されている船に釣り人を渡し、その船から行う釣り）のほか、最近、流行しているシーバス（すずき）釣りチャーターボート、観光定置網（利用客の採捕を伴うものに限る、見学のみのもものは該当しない）、指定された湖沼でのバス・フィッシング・ガイドなどが該当します。

注1：サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海が定められています。

「遊漁船とは…」

遊漁船業の用に供する船舶をいいます。平成31年3月末時点の全国における登録を受けた遊漁船業者は約1万3千件、遊漁船は約1万5千隻となっています。

「遊漁船業者とは…」

都道府県知事の登録を受けて遊漁船業を営む者のことをいいます。



遊漁船業

磯・瀬渡し



潮干狩り渡し



いかだ渡し

注) プレジャーボートなどを使って単に釣りなどの遊漁を行うときの船舶は、ここでいう遊漁船に該当しません。

遊漁船業法のポイント

遊漁船業法の目的、

- 遊漁船の利用者の安全の確保
- 遊漁船の利用者の利益の保護
- 漁場の安定的な利用関係の確保

を図るために、次のようなことを遊漁船業者に対して義務付けています。

登録制度

遊漁船業は利用者の安全にかかる事業です。このような事業の性格から、業務を行うための十分な備えや資質を欠く者、事故やトラブルを繰り返す者が事業に参入し営業を続けられることは問題があります。そのため、このような者の排除などが行えるよう登録制度が設けられています。

遊漁船業を営もうとする者は、遊漁船業を営むときの営業所を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。また、登録の有効期間は5年間となっており、5年ごとに更新の申請手続きをして登録を受けなければ、その効力を失うことになります。

損害賠償保険又は共済への加入義務

遊漁船の利用者の万一の事故に備えて、遊漁船業者は、被害者に対して十分な補償をするため、遊漁船の定員1人当たり3,000万円以上をてん補する保険契約か共済契約に加入することが義務付けられています。

遊漁船業務主任者の選任

遊漁船業者は、利用者に対して遊漁についての的確な指示や情報提供をし、利用者の安全や利便を高めるといった遊漁船における業務の責任者としての役割を持つ遊漁船業務主任者を選任する義務付けがされています。また、遊漁船を出航させる際には、遊漁船業務主任者を乗船させなくてはなりません。



※糸が切れない場合、船の揺れにより、手に大けがを負う危険性があります。根がかりの際は、船長が遊漁船業務主任者に伝えるようにしましょう。

業務規程の作成・届出義務

業務規程は、遊漁船業者が事業を営む際の規範となるもので、利用者の安全確保や規則に違反しないで遊漁を行わせるために、遊漁船業者や遊漁船業務主任者などが行うべきことを定めているものです。具体的には、悪天候などで出航を中止する基準や事故が起こった場合の対処方法、漁場の適正な利用に関する事項などを記載します。



- 案内する漁場の位置
- 遊漁船の係留場所
- 出航中止基準・帰航基準
- 海象が悪化した場合の対処
- 海難その他異常の事態が発生した場合の対処
- 船長及び業務主任者が遵守すべき事項

気象情報の収集の義務

遊漁船業者は、遊漁船の出航前に、**気象及び海象に関する情報を収集**しなければなりません。また、この収集した情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときには、遊漁船を出航してはなりません。

利用者名簿の備え置き義務

遊漁船業者は、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに、**利用者の氏名、住所、性別、年齢、遊漁船の利用の開始年月日及び終了予定の年月日、案内する漁場の位置、緊急時における連絡先**を記載しなくてはなりません。

これは、遊漁船が事故にあった場合において、利用者の数、利用者名、案内した漁場の位置などを特定し、救助、捜索などに活用するとともに、磯渡しなどの場合にはすべての利用者が出航地などに戻ってきていることを確認するためです。

| 利用者名簿 | | | | | 〇〇年××月△△日 漁場：～～沖 |
|-------|-----------|----|----|-----|---------------------|
| 氏名 | 住所 | 性別 | 年齢 | 連絡先 | |
| 〇〇〇〇 | △△県～～市□□□ | 男 | | | |
| | | | | | |

船宿に着いたら、記入しよう!

採捕規制内容の周知義務

資源管理においては、採捕規制などの対象となるのは利用者であり、遊漁船業者は直接の対象とはなりません。しかし、漁場の選定は遊漁船の船長の判断に委ねられていることや、利用者のすべてが採捕規制を熟知しているとは限らないことから、利用者が採捕に関するトラブルに巻き込まれる可能性があります。

このため、遊漁船業者は**利用者に対して案内する漁場の水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知**させなくてはなりません。

標識の掲示の義務

登録制度が適切に機能するためには、遊漁船業法に基づいて**都道府県知事の登録**を受けた業者であることを容易に判別できるようにする必要があります。このため、遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、一定の様式の**標識を掲示**しなくてはなりません（図1、図2参照）。



図1：遊漁船に掲げる標識

25cm(遊漁船に掲げる場合
にあつては16cm)以上

| 遊漁船業者登録票 | |
|-------------|--------------------|
| 氏名又は名称 | |
| 登録番号 | |
| 登録の有効期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 営業所の所在地 | |
| 遊漁船の名称 | |
| 遊漁船業務主任者の氏名 | |
| 損害賠償措置の保険期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

40cm(遊漁船に掲げる場合
にあつては27cm)以上

図2：営業所と遊漁船に掲げる標識

遊漁船を利用する釣り人への注意事項

遊漁船業法によって、遊漁船利用者が何かを強制されたり、業務を負わされたりすることはありません。ただし、水産動植物の採捕に際して漁業との間でトラブルが起こっている事例もあることから、遊漁船利用者にも注意していただきたい事項があります。

7

営業所及び遊漁船における標識の確認

遊漁船を利用する際は、必ず標識の有無を確認してください（4頁の図1、図2参照）。

遊漁船と営業所に標識の掲示がない場合は、登録を受けずに遊漁船業を営んでいる可能性があります。登録を受けずに遊漁船を運航している事業者は、そもそも遊漁船業法に違反しているという事実に加え、業務主任者の未選任、損害賠償保険への未加入、業務規程の未作成など、利用者の安全確保や利益の保護という面から大きな問題があります。

このような営業所及び遊漁船を利用することは、利用者自らが進んでトラブルに巻き込まれに行くようなものです。仮に常連で親しい仲の遊漁船業者であっても、標識を掲げていない場合は絶対に利用しないで下さい。



2

遊漁をする上でのルールの遵守

登録を受けている遊漁船業者は、以下のようなことを遊漁船利用者に知らせることになっています。利用者はこれらの知らされたルールの内容を理解し、また、安全確保に必要な事項をしっかりと守るようにしましょう。水産動植物を採捕する上でのトラブルや遊漁船上での事故を減少させるには、利用者の理解と協力が不可欠です。

漁具・漁法(まき餌の制限など)の制限

採捕してはならない水産動植物の種類

水産動植物の大きさの制限

磯などからの帰航時間

3

遊漁をする上でのマナーの遵守

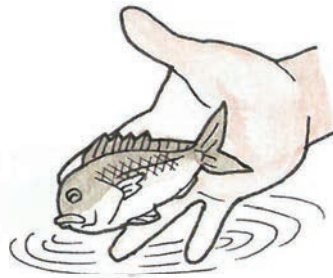
遊漁船利用者自身がマナーを守って遊漁をすることも大切なことです。以下のようなことを守って楽しい沖釣りをしてください。

海にゴミや余ったエサを捨てないようにしましょう。



ごみは持ち帰ろう！

小さな魚はリリースし、資源の保護に努めましょう。



優しくリリース！

節度と限度をわきまえ、必要以上に魚を釣ることは避けましょう。



釣り人としてのモラルを持とう！

4

遊漁船利用者自らが 行う安全対策

遊漁船の利用者自らが行う安全対策は、自らの命を守る最も基礎的なことです。以下のことについて日頃から注意するよう心がけましょう。

- 最大限の安全確保ができるようにするため、遊漁船に乗る際は、お酒を飲まないようにしましょう。
- 遊漁船が航行している際は、危険ですので移動しないようにしましょう。
- 防水パック入り携帯電話により適切な連絡手段を確保し、事故・海難時には118番を有効に活用しましょう。
- 出港から寄港までの間、船室内にいる場合を除き常時ライフジャケットを着用する必要があります。船釣りでは桜マーク付きライフジャケットの着用が必要です。磯等渡しを利用する場合は桜マーク付きのもの以外のライフジャケットでも構いませんが、釣り場にあったものを着用しましょう。



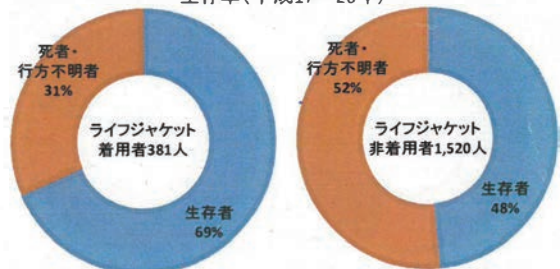
防水ケースに携帯入れた？



海のもしもは！



釣り中の海中転落におけるライフジャケット着用状況ごとの生存率(平成17～26年)



(平成27年3月 海上保安庁)

各都道府県の遊漁に係るお問い合わせ窓口

(令和元年8月現在)

| 都道府県名 | 部課係名称 | 電話番号 |
|-------|--------------------------------|--------------|
| 北海道 | 水産林務部 水産局 漁業管理課 サケマス・遊漁内水面グループ | 011-204-5485 |
| 青森県 | 農林水産部 水産局 水産振興課 栽培・資源管理グループ | 017-734-9594 |
| 岩手県 | 農林水産部 水産振興課 漁業調整担当 | 019-629-5806 |
| 宮城県 | 水産林務部 水産業振興課 漁業調整班 | 022-211-2932 |
| 秋田県 | 農林水産部 水産漁港課 漁業管理班 | 018-860-1893 |
| 山形県 | 庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課 漁業調整担当 | 0234-24-6046 |
| 福島県 | 農林水産部 水産課 漁業調整担当 | 024-521-7379 |
| 茨城県 | 農林水産部 漁政課 調整・漁船グループ | 029-301-4080 |
| 栃木県 | 農政部 農村振興課 水産資源担当 | 028-623-2351 |
| 群馬県 | 農政部 蚕糸園芸課 水産係 | 027-226-3095 |
| 埼玉県 | 農林部 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 | 048-830-4151 |
| 千葉県 | 農林水産部 水産局 水産課 漁業調整班 | 043-223-3042 |
| 東京都 | 産業労働局 農林水産部 水産課 漁業調整担当 | 03-5320-4850 |
| 神奈川県 | 環境農政局 農政部 水産課 漁業調整・資源管理グループ | 045-210-4549 |
| 新潟県 | 農林水産部 水産課 調整係 | 025-280-5313 |
| 富山県 | 農林水産部 水産漁港課 漁政係 | 076-444-3293 |
| 石川県 | 農林水産部 水産課 漁業管理グループ | 076-225-1653 |
| 福井県 | 農林水産部 水産課 漁業管理グループ | 0776-20-0435 |
| 山梨県 | 農政部 花き農水産課 水産担当 | 055-223-1614 |
| 長野県 | 農政部 園芸畜産課 水産係 | 026-235-7229 |
| 岐阜県 | 農政部 里川振興課 水産振興室 | 058-272-8293 |
| 静岡県 | 経済産業部 水産業局 水産資源課 | 054-221-2845 |
| 愛知県 | 農業水産局 水産課 漁業調整グループ | 052-954-6460 |
| 三重県 | 農林水産部 漁業環境課 漁業調整班 | 059-224-2588 |
| 滋賀県 | 農政水産部 水産課 漁政係 | 077-528-3872 |
| 京都府 | 農林水産部 水産課 漁政企画担当 | 075-414-4992 |
| 大阪府 | 環境農林水産部 水産課 指導・調整グループ | 06-6210-9613 |
| 兵庫県 | 農政環境部 農林水産局 水産課 漁政班 | 078-362-3476 |
| 奈良県 | 農林部 農業水産振興課 総務・水産振興係 | 0742-27-7409 |
| 和歌山県 | 農林水産部 水産局 資源管理課 漁業調整班 | 073-441-3010 |
| 鳥取県 | 農林水産部 水産振興局 水産課 漁業調整担当 | 0857-26-7339 |
| 島根県 | 農林水産部 水産課 漁業管理グループ | 0852-22-5315 |
| 岡山県 | 農林水産部 水産課 漁政班 | 086-226-7445 |
| 広島県 | 農林水産局 水産課 漁業調整グループ | 082-513-3616 |
| 山口県 | 農林水産部 水産振興課 漁業調整取締班 | 083-933-3530 |
| 徳島県 | 農林水産部 漁業調整課 調整・漁船担当 | 088-621-2476 |
| 香川県 | 農政水産部 水産課 漁業調整グループ | 087-832-3473 |
| 愛媛県 | 農林水産部 水産局 水産課 漁業調整係 | 089-912-2620 |
| 高知県 | 水産振興部 漁業管理課 | 088-821-4608 |
| 福岡県 | 農林水産部 水産局 漁業管理課 漁場環境係 | 092-643-3555 |
| 佐賀県 | 農林水産部 水産課 漁業調整担当 | 0952-25-7145 |
| 長崎県 | 水産部 漁業振興課 漁業調整班 | 095-895-2825 |
| 熊本県 | 農林水産部 水産局 水産振興課 漁業調整班 | 096-333-2456 |
| 大分県 | 農林水産部 漁業管理課 | 097-506-3918 |
| 宮崎県 | 農政水産部 水産政策課 漁業・資源管理室 | 0985-26-7146 |
| 鹿児島県 | 商工労働水産部 水産振興課 漁業監理係 | 099-286-3439 |
| 沖縄県 | 農林水産部 水産課 漁業管理班 | 098-866-2300 |

※ 遊漁については、複数の部署が担当している場合がありますが、スペースの関係上、ここでは各都道府県の総括窓口を掲載しています。

遊漁船を利用する皆様へ
 水産庁ホームページ「遊漁の部屋」
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/>
 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室
 TEL:03-3502-7768 FAX:03-3595-7332